

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、
市税、保険料、水道料金等の支払いにお困りの個人および事業者の方は、
一時的に **支払猶予等** を受けていただくことができます。

※対象となる方：新型コロナウイルス感染症の影響で、収入に相当の減少があった方

市税・各種料金	対象となる支払	猶予期間	問い合わせ先
市県民税・固定資産税・法人市民税・軽自動車税	納付相談いただいた支払分	猶予開始日から最長1年間	納税課 ☎30-6109 FAX22-1398
国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料	納付相談いただいた支払分	猶予開始日から最長1年間	保険料課 ☎30-6137 FAX22-1398
水道料金・下水道使用料	令和2年4月・5月検針分 (同年5月・6月請求分)	納期限を2か月間延長 ※猶予期間後も、個別に納付相談に応じます。	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433
農業集落排水処理施設使用料	令和2年4月・5月使用分 (同年6月請求分)	納期限を2か月間延長 ※猶予期間後も、個別に納付相談に応じます。	農林水産課 ☎30-6118 FAX24-9676
し尿処理手数料	令和2年5月以降の請求分	納付相談のうえ決定します。	生活環境課 ☎30-6116 FAX27-0395
市立病院の診療費用	令和2年5月以降の請求分	納付相談のうえ決定します。	市立病院医事課 ☎22-6050(代)
市営住宅家賃	納付相談のうえ決定します。		建築住宅課 ☎30-6123 FAX24-8517
放課後児童クラブ負担金	納付相談のうえ決定します。		生涯学習課 ☎24-7974 FAX23-9190

※上記料金等のうち、**減免**を受けられる場合もありますので、詳しくは各課にお問い合わせください。

※特定教育・保育施設等保育料については、登園日数に応じた日割り計算をしていますので、詳しくは幼児課 (☎ 23-9597 FAX26-1768) にお問い合わせください (納付相談にも対応します)。

「市民生活・経済再生支援室」 を新設しました！

【主な業務】

- ▶ 特別定額給付金の支給
- ▶ 市民生活の支援
- ▶ 市内企業等の経営支援 など

☎ 生活支援緊急相談窓口

(月～金) 8:30～17:15

フリーダイヤル ☎ 0120-663-792

※ 5月13日(水)からつながります。



新型コロナウイルス感染症に関する相談先

次の症状がある場合は、すぐに直接医療機関へ行かず、まずは、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)。※高齢者や基礎疾患のある人は、2日程度続く場合
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

● 帰国者・接触者相談センター

【毎日】(24時間)

☎ 077-528-3621 FAX 077-528-4865

☑ corona-soudan@pref.shiga.lg.jp

● 新型コロナウイルスに関する一般相談

【毎日】(8:30～17:15)

☎ 077-528-3637 FAX 077-528-4865

☑ corona-soudan@pref.shiga.lg.jp

スポーツ部 連絡先と事務所の場所の変更

- スポーツ課
☎ 22-5955 FAX 23-9190
尾末町 1-38 (市民会館 3 階)
● 新市民体育センター整備推進室
☎ 22-5955 FAX 23-9190
尾末町 1-38 (市民会館 3 階)
● 国スポ・障スポ推進課
☎ 30-6141 FAX 22-1398
中央町 2-26 (中央町仮庁舎 2 階)

男女共同参画社会づくり広報誌「かけはし」編集委員を募集

一人ひとりが輝ける社会を実現するために、日頃の疑問や考え、あなたの声をカタチにしてみませんか (令和 3 年 2 月発行予定)。
任期 委嘱時～令和 3 年 3 月 31 日 (水)
対 市内在住・在勤・在学で、編集会議など (3～4 回) に参加可能な人
※簡単なパソコン操作ができる人
定 3 人
申 6 月 15 日(月)までに、応募用紙 (彦根市ホームページからダウンロードできます) を、郵送、FAX、メールで送付。
他 謝礼として 5,000 円
問 男女共同参画センター「ウィズ」(平田町 670) ☎・FAX 24-3529
with.hikone@oobe.ocn.ne.jp

支所・各出張所の一部の手続きを一時停止

システムメンテナンスのため、支所・各出張所では、次の日程に、マイナンバーカードに関する手続き (カード交付、有効期間の更新、マイナンバーカードを使った住所異動など)、住基カードを使った手続き (住所異動など)、広域交付住民票の申請が利用できません。
▶ 稲枝支所 5 月 20 日(水)
▶ 高宮出張所 同 20 日(水)
▶ 亀山出張所 同 19 日(火)
▶ 鳥居本出張所 同 19 日(火)
▶ 河瀬出張所 同 21 日(木)
問 市民課
☎ 30-6111 FAX 22-1398

多文化共生・意識調査アンケート

本市には、人口の約 2.5%にあたる 2,804 人 (3 月末現在) の外国人住民がおられます。市では、市民一人ひとりがお互いの立場や文化的背景を認め、対等な関係で支えあう地域づくりを目指しています (多文化共生推進プラン)。

市民の皆さんの多文化共生意識の現状を知るため、日本人住民、外国人住民の双方に、5 月上旬からアンケート調査を実施しています。
※調査結果を基に「多文化共生推進プラン」を改定し、今後、必要とされる事業を展開していきます。

期限 6 月 15 日(月)
対 20 歳以上の市民
調査方法 インターネット回答 (下の QR コードから回答できます)、または回答用紙の提出 (窓口、支所、各出張所で入手できます)。
他 結果は彦根市ホームページで公開します。
問 人権政策課多文化共生係 ☎ 30-6113 FAX 24-8577

<アンケート回答フォーム QR コード>



お知り合いの人も一緒に参加ください

人権問題通信講座の受講生を募集

基本的な内容を中心とした人権問題を、気軽に在宅で学べる通信講座です。彦根市ホームページに掲載されるテキストを読み、感想などをメールで人権政策課に提出します (今年度から、受講テキストを彦根市ホームページに掲載する方式に変更します)。

期間 7 月頃～令和 3 年 1 月 (全 7 号)
対 市内在住・在勤・在学で、これまでに同講座を受講したことがない人
定 30 人程度 (先着順)
申 5 月 15 日(金)～6 月 30 日(火)までに申込書をメール、FAX、郵送のいずれかで提出。
他 申込書は彦根市ホームページからダウンロードできます (人権政策課、支所、各出張所の窓口にもあります)。
問 人権政策課人権啓発係 ☎ 30-6115 FAX 24-8577
kizuna@ma.city.hikone.shiga.jp (通信講座専用アドレス)

..... < 広 告 欄 >

広報ひこねへの広告を募集しています
掲載料 1 枠 3 万円 (1 号あたり)
大きさ 縦 45.5mm 横 86mm
申込締切 原則、発行日の 1 か月前
※ホームページのバナー広告も募集中です。詳しくはお問い合わせください。
申・問 シティプロモーション推進課広報係
☎ 30-6103 FAX 22-1398

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期することがあります。開催の有無や詳しい情報はお問い合わせください。

相談窓口

- 労働法律相談
6 月 5 日(金) 18:30～20:00 【5 月 19 日(火) 9:00～予約可】
問 ひこね燦ぱれず (小泉町) ☎ 26-7272
● 行政書士による相続手続相談
6 月 12 日(金) 13:00～15:00 【6 月 3 日(水) 8:30～予約可】
● 行政相談委員による行政相談 6 月 8 日(月) 13:00～15:00
● 司法書士および土地家屋調査士による登記・表示登記相談
6 月 19 日(金) 13:00～16:00 【6 月 10 日(水) 8:30～予約可】
● 弁護士による法律相談
6 月 26 日(金) 13:00～16:00 【6 月 17 日(水) 8:30～予約可】
● 行政相談委員による巡回行政相談 6 月 16 日(火) 13:00～15:00
問 まちづくり推進室 (彦根駅西口仮庁舎 3 階) ☎ 30-6117
● 空き家電話相談 (月)～(金) 10:00～18:00
問 彦根市空き家バンク事務局 (前谷さん) ☎ 23-2123
● がん患者さんの療養相談・就労相談 (月)～(金) 9:00～16:00 【予約優先】
問 市立病院がん相談支援センター ☎ 22-6050
● 子ども・家庭相談 (月)～(金) 8:30～17:15
問 家庭児童相談室 (福祉センター) ☎ 23-7838
● 発達 (障がい) 相談【要予約】 ●ことばの相談【要予約】
いずれも(月)～(金) 8:30～12:00、13:00～17:15
問 発達支援センター (平田町) ☎ 26-8282
● 全国共通人権相談ダイヤルみんなの人権 110 番 (月)～(金) 8:30～17:15
問 相談専用電話 ☎ 0570-003-110
● インターネットでの人権相談 https://www.jinken.go.jp
● 多言語による人権相談 (月)～(金) 9:00～17:00
問 相談専用電話 ☎ 0570-090-911
● いじめ相談ほっとライン (月)～(金) 9:00～17:00
問 学校支援・人権・いじめ対策課 ☎ 24-7977
● 心配ごと相談所 (月)～(金) 10:00～12:00、13:00～16:00
問 彦根市社会福祉協議会 (福祉センター別館) ☎ 22-0294
● 子ども・若者総合相談 (月)～(金) 10:00～12:00、13:00～17:00
問 子ども・若者総合相談センター (福祉センター) ☎ 47-3001
● 通信サロン「誰にも会いたくないカフェ」(火)・(木) 12:00～16:00
問 通信舎 (河原二丁目) ☎ 20-9366
問 子ども・若者課 (サロン時間外) ☎ 49-2251
● 交通事故相談 (月)～(金) 9:00～12:00、13:00～16:00
問 県立交通事故相談所大津本所 ☎ 077-528-3425
● 市民活動・ボランティア活動相談 (金) 9:30～12:30
問 ひこね市民活動センター ☎ 23-2008
● ウィズ相談室総合相談 (水)～(金) 13:00～16:00 (受付 15:30 まで)
● ウィズ相談室専門相談 (法律相談) (こころの悩み相談) 【要予約】
問 男女共同参画センター「ウィズ」(平田町) ☎ 21-5757

※相談日は祝日を除きます。

たちばな号巡回



運行状況は市立図書館ホームページで確認できます (たちばな号で貸し出した図書の返却期間は、次の巡回日まで延長します)。

問 彦根市立図書館 ☎ 22-0649 FAX 26-0300

6 月 し尿収集予定

問 彦根市事業公社 ☎ 23-4135 FAX 23-4134

Table with 2 columns: Date and Collection Area. Lists collection routes from 1st to 30th of June, covering various districts like Yamanashi, Minami, and Higashi.

電話による診療で処方箋しょうほうせんの発行ができます

【対象】慢性的な疾患などにより、市立病院で定期的に処方を受けている人
 【処方できる薬】慢性的な疾患などにより、これまで定期的に処方されていた薬

- ▶ 申込方法 診療予約日の7日前から前日までに、専用ダイヤルで「電話診療希望」とお伝えください。
- ▶ 専用ダイヤル ☎ 22-6411 または ☎ 22-6413 (受付 平日 12:00 ~ 16:00)



詳しくは市立病院ホームページをご覧ください(右のQRコードからも確認できます)。
 ※医師の判断により、対面での診療が不可欠な場合、電話での診療はできません。



入院患者さんへの面会を禁止 (家族を含む)

- 以下の場合を除きます (面会は1人のみ)。
- ▶ 患者さんの着替えなどを届ける (5分以内)
- ▶ 病院からの指示により手術、病状などの説明を受ける
- ▶ 入院日・退院日の付き添い
- ▶ 入院している子どもなどの付き添い
- ※発熱している人や15歳未満の子どもの面会は、固くご遠慮願います。

来院者の検温・問診を実施中

現在、病院正面玄関で、来院者の検温・問診などを実施しています。皆さんのご協力をお願いします。
 ※5月11日(月)から、正面玄関の開錠は7:45となりましたので、ご注意ください。



☎ 彦根市立病院 (八坂町) ☎ 22-6050 (代) FAX 26-0754

広報 ひこね

令和2年5月15日発行
 (通巻第1443号)



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

- 発行・編集：シティプロモーション推進課 (1日・15日発行)
 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 ☎ 0749-22-1411 (代) FAX 0749-22-1398
 【彦根市ホームページ】 <https://www.city.hikone.lg.jp/>
 <お詫びと訂正> 広報ひこね 5月1日号の16ページ左下「発行・編集」の欄内で、☎ 0749-22-1141 (代) とあるのは、正しくは「☎ 0749-22-1411 (代)」です。お詫びして訂正します。

● 広報ひこねのご案内

- ▶ 編集の都合上、5月1日号から、とじ穴をなくしました。
- ▶ 彦根市では、点字および音声版広報ひこね (編集版) を発行しています。
 ☎ 障害福祉課 ☎ 27-9981 FAX 30-9231
- ▶ 外国語版 (英語、中国語、ポルトガル語) の広報ひこね (編集版) を発行しています。
 ☎ 人権政策課 ☎ 30-6113 FAX 24-8577
- ▶ 廃棄する場合には古紙回収に出してください。
- ▶ 広報ひこねは52,900部作成し、1部当たりの単価は4円(1円未満切り捨て)です。
 原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

意見公募手続制度結果

彦根市子ども・若者プラン
 (第2期：令和2～6年度) (素案)

意見の件数	15件 (1人)
案の修正を行うもの	7件
案の修正を行わないもの	8件

☎ 子ども・若者課
 ☎ 49-2251 FAX 26-1768

彦根城博物館施設適正管理計画 (素案)

意見の件数	3件 (1人)
案の修正を行わないもの	3件

☎ 彦根城博物館管理課
 ☎ 22-6100 FAX 22-6520